主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意について。

所論は結局原判決の事実の誤認を主張するに帰するものであつて、上告の適法な 理由とならない。

よつて、刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

右は全裁判官一致の意見である。

検察官 安平政吉関与

昭和二六年四月二七日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	/]\	裁判官
郎	八	Ħ	藤	裁判官